

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著、 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	概 要
(著書(欧文)) 1 Oaths in Sumerian Archival Texts: A Case Study of Ur III Nippur	単著	1993年-11月	Yale University Ph. D. Dissertation (University Microfilms International)	メソポタミアの宗教都市ニップールで紀元前三千年期のウル第三王朝(新シュメール)時代に記録された三千余りのくさび形文字文書をもとに、契約の過程で頻繁に用いられた「誓い」の習慣の解明を試みた。その表現形式、内容と義務、関係する当事者、実施の場所を追究すると共に、押印、証言、保証、官吏の立会など他の確証方法との関連も検討した。
(著書(和文)) 1 古代オリエント事典	共著	2004年	岩波書店	日本オリエント学会編。338-339, 359-360, 537, 628頁担当。日本のオリエント学関係者の総力により完成。
2 国際学のすすめ	共著	2005年	常磐大学	同大学国際学部編20-33頁。「民間による国際協力-NGOを中心に」担当。本学国際学部の学生に対して国際学の基礎知識を提供するために編集された入門書。学部所属教員により分担執筆。
3 日米文化交流史 彼らを変えたものと残したもの	共著	2005年	学陽書房	波多野勝編147-172頁。第5章「日本、アメリカそしてイスラーム-思想・文化と社会の『三角関係』」担当。イスラームは、日米両国の歴史で政治的に「利用」されたことがある。その後米国では生活に根差す宗教として浸透し始め、日本では政治的な動機がなくなる共に勢力が弱まった。現在日本のイスラーム観は米国の影響を受ける。その思想をより深く理解し主体的に判断すべきである。
4 プレゼミナール授業展開案	共著	2008年-11月	常磐大学	依田泉編153-62, 65-66頁。「発表演習(2)」「レポート作成(2)」「おわりに」担当。後に『学びの技法』という授業に発展する初年次教育科目の内容の詳細を提案する。

<p>(学術論文(欧文))</p> <p>1 Terms Expressing "Guarantee" in Neo-sumerian Texts from Nippur</p>	<p>単</p>	<p>1993年-9月</p>	<p>『松本克己教授退官記念論文集一言語学論叢特別号』筑波大学一般応用言語学研究室 88-100頁</p>	<p>古代シュメール語には、「保証」と訳される語句がいくつか見いだされるが、これまでみな同じ概念を表すかのように一括して扱われてきた。しかし、対象となる資料体内では、指示される現象が既に生じた出来事に対する確認なのか将来の行為に対する約束なのかという差異のあることが判明した。またそれぞれの使用される表現の使用される取引・契約の種類が限定されているという傾向も観察された。</p>
<p>(学術論文(和文))</p> <p>1 ハムラビ法における「拘束」を表す語彙</p> <p>2 シュメール語の誓いの定型句—ウル第三王朝のニップール文書を中心に</p> <p>3 シュメール語の「呪い」と「誓い」</p> <p>4 新シュメール期ニップールの「王の名による誓い」</p> <p>5 1996年の歴史学界—回顧と展望・古代オリエント1</p>	<p>単</p> <p>単</p> <p>単</p> <p>単</p> <p>単</p>	<p>1986年</p> <p>1994年-3月</p> <p>1995年-3月</p> <p>1996年-3月</p> <p>1997年</p>	<p>筑波大学文学修士学位論文</p> <p>『ニダバ』(西日本言語学会)第23号 48-53頁</p> <p>『吉川守先生御退官記念言語学論文集』溪水社 361-371頁</p> <p>『オリエント』(日本オリエント学会)38号2巻 1-15頁</p> <p>『史学雑誌』第106編第5号</p>	<p>メソポタミアの古バビロニア時代に作成されたアッカド語文献のひとつ、いわゆる「ハムラビ法典」には、当事者を拘束する「規範」を表す用語が数多く在証されるが、それらの意味の相違は必ずしも明らかではなかった。本論文は、主に文脈の分析を通して、語彙要素の区別を決める「示差的特徴」を発見しながら、これらの用語の異同を規定している。</p> <p>シュメール語には誓いを導入する表現が大別してふたつある。両者の相違はこれまで、誓われる内容が将来期待される行為の実現なのか、それとも、過去に起こった出来事の確実さなのかに拠る、とされてきた。しかし、用例の研究から、この二種類の語句は、誓いが王の支配下のものか神の権威に服するものかにより使い分けられるということが認められ、シュメール語の「悪・呪い」と訳される名詞の用法を、ウル第三王朝ニップールの例を中心に考察した。そして、「呪いを断つ」という表現と誓いの強い結びつきのために、問題の用語が「誓い」そのものを表すようになったことを明らかにした。</p> <p>新シュメール期メソポタミアの宗教の中心地ニップールでは多数の契約文書が残されている。その記録によると取引においてはしばしば王の名にかけて誓いが行われていた。本論文は、その場合に誰が何を誰に対してどこで誓うのかを整理することによって、当時の慣習をより明確に記述した。また、誓いと他の確証手段との異同をも探っている。</p> <p>1996年に出版された2千年紀以前のオリエント史を扱う主な書籍と論文を紹介し短い論評を加えた。更に細かい分野と出版の順序が考慮されている。</p>

6	メソポタミアからレビ記への語りかけ—債務による拘束をめぐって	単	1999年-12月	EXEGETICA (聖書釈義研究会) 第10号 65-76頁	古代メソポタミアの粘土板文書は、聖書のレビ記にある律法の規定と共通する法習慣を記録している。そのことは、両者を生み出した地域間の交流の可能性を示している。また、聖書の執筆年代をある程度限定する役割を果たしている。
7	楔形文字にみる土器生産	単	2000年-3月	『西アジア考古学』(日本西アジア考古学会) 第1号 57-60頁	土器について記録するシュメール語の文字資料の精査により、メソポタミアでは3千年紀末にも、大量生産、土器の細かな分類と厳密な規格化、そして、統治組織による生産管理の行われていたことが指摘できる。さらに、4千年紀の文書に現れる土器表現の多様性から、当時すでに種類の分化とおそらく規格化が始まっていたことが想定される。
8	「目には目」は西セム系の原則か—古代西アジアの刑罰観の解明に向けて	単	2010年	文部科学省科学研究費補助金「特定領域研究」『セム系部族社会の形成』「『シュメール文字文明』の成立と展開」平成17-21年度研究成果報告 3-28頁	『ハンムラビ法』と『聖書』は、同害報復罰を設定するが、その適応方法が異なる。他のメソポタミア法律集にも例があり、その中でも異同が見られる。聖書で身体罰に代えて財産罰を救済手段とするような現象もある。両者の条文の実定性も問われる。同害罰がアモリ人とユダヤ人を含む西セム人独自の思想であるとにわかには断言できない。メソポタミアの裁判や契約等の記録をより深く研究する必要がある。
9	聖書の「神」とアッカド語文学の「神々」—「洪水説話」におけるその描写の違い	単	2010年	EXEGETICA (聖書釈義研究会) 第21号	聖書の創世記では、神が単独で、悪の解消のために洪水の実行を図り、人類の壊滅を避ける手段を講じ、計画を進める。決定の源はひとつであり一貫性がある。「方針転換」をどう解釈するかに困難が伴う。アッカド語文書では、複数の神々の合議により洪水が実施される。一構成員である神の離反が、人類滅亡という目的の達成を妨げる。人間界と同じような問題をもつ神々の描写について理解はより容易である。
(紀要論文)					
1	就職活動前における教育的支援方法の研究	共	2008年	『常磐国際紀要』第12号 217-219頁	課題共同研究報告
2	初年次教育の実践と具体的改善案就職活動前における教育的支援方法の研究	共	2009年	『常磐国際紀要』第13号 161, 177-180頁 編集代表	課題共同研究報告

3	日本人学生とアメリカ人留学生による英語を介した共同プログラムに関する報告	共	2013年	『常磐国際紀要』第17号 217-219頁 編集代表	課題共同研究報告
(辞書・翻訳書等)					
1	古代オリエント事典	共	2004年-12月	岩波書店	日本オリエント学会編 Pp338-339, 359-360, 537, 628
(報告書・会報等)					
1	国際学部におけるプレゼминаールの取り組み	共	2009年-3月	2008年度FDフォーラム報告	1-10頁
(国際学会発表)	なし				
(国内学会発表)					
1	「労働の履行」を示すシュメール語の表現	単	1993年-12月	第31回シュメール研究会 (早稲田大学)	古代シュメールの「労働契約」は労賃の受け取りと労働実行の約束から成り立っている。その就労という概念は、いくつかの用語によって表される。特に注目されるのは、「立つ」という動詞が「労働する」の意味で用いられること、また「労賃を返す」と直訳できる表現が労務の遂行を示す慣用句として現れることである。
2	「保証人」を表すシュメール語	単	1994年-8月	第32回シュメール研究会 (広島大学)	「保証人」を表すシュメール語は、その派生が動詞「確認する」からか「手を開く」という慣用句からかにより大きく二つに分類できる。しかし、文脈の検討から、それらの用語は、この語源に関係なく、当人の役割が過去の事実を確認することが将来の義務の実行をより確実にすることかによっても区別される、とわかる。
3	新シュメール期ニップールの「王の名による誓い」	単	1994年-10月	オリエント学会第36回大会 (東京大学)	新シュメール期メソポタミアの宗教の中心地ニップールでは多数の契約記録が残され、そのような取引では、しばしば王の名によって誓いが交わされたことが知られている。本発表は、その際に誰が何を誰に対してどこで誓うのかを整理することによって、当時の慣習ののより明確な記述を目指した。また、誓いと他の確証手段との異同をも探っている。

4	新シュメール期の契約違反とその「解決」	単	1995年-10月	日本オリエント学会第37回大会（立教大学）	新シュメール期メソポタミアの経済活動においては、契約の誓いの中に紛争の解決が規定されている。その内容について分類とともに検討を加えている。
4	楔形文字にみる土器生産	単	1998年-6月	日本西アジア考古学会第3回総会シンポジウム(筑波大学)	「学術論文（和文）」no. 6 参照
5	メソポタミアにおける刑罰としての死	単	2007年	科研費特定領域研究『「シュメール文字文明の成立と展開」』2007年度研究発表会（京都大学）	「学術論文（和文）」no. 7 参照。
6	『ギルガメシュ叙事詩』における神々の役割とその変化	単	2010年	日本オリエント学会第52回大会（国士舘大学）	「学術論文（和文）」no. 8 参照。
(演奏会・展覧会等) なし					
(招待講演・基調講演) メソポタミアの楔形文字の世界		単	2009年11月	聖書考古学資料館	
(受賞(学術賞等)) なし					

研 究 活 動 項 目

助成を受けた研究等の名称	代表, 分担等の別	種 類	採択年度	交付・受入元	交付・受入額	概 要
(科学研究費採択) 1. 特定領域研究「総合的研究手法による西アジア考古学」の申請へ向けた企画調査	分担	基盤研究(C)(1)	2003年度	京都大学 人文科学 研究所	2,700千円	計画されていて後続する西アジア地域を多面的かつ総合的に究明するプロジェクトの準備として研究作業を展開し進めて行く。
(競争的研究助成費獲得(科研費除く)) 1. 「シュメール文字文明」の成立と展開	分担	特定領域研究	2005年度	京都大学 人文科学 研究所	22,900千円	古代西アジアの都市国家や巨大王朝を担ったセム系民族の動向を解明する全体の枠組みの中で、楔形文字文書の記述から社会関係の展開を探求する。
(共同研究・受託研究受入れ)						
1.						
(奨学・指定寄付金受入れ) 1.						

(学内課題研究(共同研究)) 1.		—		—		
(学内課題研究(各個研究)) 1.	—	—		—		
(知的財産(特許・実用新案等)) 1.	—			—	—	